

20 内閣府

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目録)	概要要求額(単位:千円)	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映状況	予算の名称(項)(目)(目録)	予算額(単位:千円)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
2010020	地域再生基盤強化交付金手続きの効率化	地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱 第5及び第6 道整備交付金交付要綱 第9、第10及び第11 汚水処理施設整備交付金交付要綱 第8、第9及び第10 港整備交付金交付要綱 第9、第10及び第11	地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の競争性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して経済基盤強化や生活環境整備を支援。	D B-2	地域再生基盤強化交付金は平成17年度に創設したもので、第1回目の計画の認定時期が6月であったことから、年度当初から交付申請を行っている各種補助事業と交付申請の時期にずれが生じたが、平成18年度より、年度当初における地域再生基盤強化交付金と各補助事業の交付申請の時期を同一に設定し、同時に交付申請を行えるようにしたところである。 地域再生基盤強化交付金の交付申請の様式は、内閣府が認定する地域再生計画に事業の概要等が記載されていることを踏まえ、関係機関の調整の下、交付金毎に統一した様式を設け、交付申請時における事務処理の簡素化、効率化に配慮しているところであるが、今後、交付申請の様式等について更なる簡素化が図れないか関係機関と調整を行う。	(項)地域再生推進費 (目)地域再生基盤強化交付金	162,949,000		地域再生基盤強化交付金の手続きの更なる効率化のため、交付金要請調査の回数や提出資料等の見直しを行った。	(項)地域再生推進費 (目)地域再生基盤強化交付金	141,833,000	1102010	地域再生基盤強化交付金手続きの効率化	地域再生基盤強化交付金の利用を一層推進するため、計画作成側の実情(同交付金事業と従来の補助金事業を並行で行っている。)を考慮した、同交付金手続きの効率化を図る。	現在、並行して行われている「地域性再生基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」の手続き上での連携を高めるため、次のとおり取扱を改める。 交付申請等のスケジュールを、同一時期に設定する。 交付金と関連する補助金の申請様式を、可能な限り統一する。	「地域再生基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」については、互いの事業を考慮し計画を予定しているのが実情であるが、再制度の交付申請等のスケジュールが異なるため、せっかく(ワンストップ)窓口が導入されていても、同時に交付申請ができないのが実情である。 再制度の交付申請時期を同時期に設定することにより、事務処理の効率化を図ることができる。 「交付金制度」が従来の「補助金制度」を発展させた制度であることから、再制度における申請様式を、可能な限り統一することにより、事務処理の効率化が図られる。	鹿児島県	鹿児島県	農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府
2010030	地域再生基盤強化交付金の一部 国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱 第2 道整備交付金交付要綱 第2 汚水処理施設整備交付金交付要綱 第2 港整備交付金交付要綱 第2	地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の競争性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して経済基盤強化や生活環境整備を支援。	C	地域再生基盤強化交付金で対象となる施設についての既存の補助制度はそのまま存置しており、既存の補助制度を申請するか地域の自主性を発揮できる地域再生基盤強化交付金を申請するかは選択することが可能となっている。そのため、地域再生基盤強化交付金について、国庫負担率を引き上げるといった特別な措置を講じなくとも、地域の再生の支障となることはないと考えられる。	(項)地域再生推進費 (目)地域再生基盤強化交付金	162,949,000					1102020	地域再生基盤強化交付金の一部 国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合と同率まで、国の負担を引き上げ、同交付金制度の充実を図る。	従来は補助金制度では認められていた「離島高上げ」や「地方道路整備臨時交付金」で認められている国庫負担率:5%などを、地域再生基盤強化交付金においても、適用する。 - 現行の取扱 - 【補助制度】 地方道路整備臨時交付金を利用した場合 国庫負担率:5% 補助金制度の「離島高上げ」を利用した場合 国庫補助率:5.5% 電振法に適用される負担率を利用した場合 国庫負担率:7.0%程度 【地域再生基盤強化交付金】 国庫負担率:5.0%	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合と同率まで、国の負担を引き上げ、地域再生の取組を推進する。 平成18年度に実施された制度の拡充措置として、港整備事業については、「離島高上げ」の適用が認められている。	鹿児島県	鹿児島県	農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府